様式－３３

請　求　書（第　回部分払）

　￥

　ただし、（工事名）の既済部分に対する契約書第３８条第１項にもとづく請求額

１　 ￥

１　 ￥

１　既済部分受領済額 ￥

１　指定部分受領済額 ￥

１　今回迄出来高金額 ￥

なお、今回の請求に係るインボイス記載事項は次のとおり

１　出来高金額　　 ￥　　　　　　　　　　　　　※消費税10%対象

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥　　　　　 －）

１　出来高金額　　 ￥　　　　　　　　　　　　　※消費税8%対象

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥　　　　　 －）

ただし、（工事名）今回迄出来高金額から既に部分払の対象となった請負代金相当額、部分引渡しに係る請負代金を控除した残額

上記のとおり請求します。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　日本下水道事業団

契 約 職

○○○○

氏　　　 名　　　 殿

受注者　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　印

（登録番号　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 振 込 銀 行 名 | 銀行 本・支店 |
| 預 金 の 種 目 |  |
| 口　座　番　号 |  |
| （フリガナ）  口　　座　　名 |  |

(注)　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４判とする。

　　　２　不必要な金額欄は抹消すること。

　　　３　「請負代金額」の欄には、請求日現在の請負代金額を記入すること。

　　　４　「指定部分受領済額」の欄には、指定部分払請求により受領した額を記入すること。

　　　５　今回迄出来高金額及び出来高金額は、検査員が確認した出来高を記入すること。

　　　６　受注者が建設共同企業体の場合、建設共同企業体協定書第11条の規定により設定された口座を記入すること。

７　受注者は、代表者又は代表者から委任を受けている者とする。

様式－33（記載例）

請　求　書（第　回部分払）

　￥

　ただし、（工事名）の既済部分に対する契約書第３８条第１項にもとづく請求額

契約書記載の工事名を記入すること。

１　 ￥

１　 ￥

受領済が無い場合は該当しない文字及び該当しない欄を抹消する。

１　既済部分受領済額 ￥

１　指定部分受領済額 ￥ 指定部分払請求により受領した額を記入

１　今回迄出来高金額 ￥

なお、今回の請求に係るインボイス記載事項は次のとおり

該当が無い場合は該当しない文字及び該当しない欄を抹消する。

１　 出来高金額　　 ￥検査員が確認した出来高金額　※消費税10%対象

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥　　　　 　 －）

１　 出来高金額　　 ￥検査員が確認した出来高金額　※消費税 8%対象

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥　　　 　　 －）

ただし、（工事名）今回迄出来高金額から既に部分払の対象となった請負代金相当額、部分引渡しに係る請負代金を控除した残額

　上記のとおり請求します。

契約書記載の工事名を記入すること。

　　令和　○○年　○○月　○○日

受注者氏名欄：

　契約書の会社名又はＪＶ名と代表会社名

　　代表取締役　氏名

(契約書の受注者の社名と氏名を記載する。

　代理人を立てるときは契約課書類を整合）

　日本下水道事業団

契約職

○○○○

　　氏　　　 名　　　 殿

受注者

　　　　住　所

　　　　氏　名　（会 社 名）

　　　　　　　 （ 氏 名 ） 印

適格請求書発行事業者登録番号を記入（建設共同企業体の場合は、代表会社の登録番号）

（登録番号　　　　　　　）

振込不能となる場合があるため、フリガナは必ず記入すること。

支店名まで明記する事

|  |  |
| --- | --- |
| 振 込 銀 行 名 | ○○銀行 △△支店 |
| 預 金 の 種 目 |  |
| 口　座　番　号 |  |
| （フリガナ）  口　　座　　名 |  |

ＪＶのときは、建設共同企業体協定書第11条により設定された別口預金口座（代表会社の単独口座は不可）。ＪＶ以外の場合は当座預金でもよい。

(注)　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４判とする。

　　　２　不必要な金額欄は抹消すること。

　　　３　「請負代金額」の欄には、請求日現在の請負代金額を記入すること。

　　　４　「指定部分受領済額」の欄には、指定部分払請求により受領した額を記入すること。

　　　５　今回迄出来高金額及び出来高金額は、検査員が確認した出来高を記入すること。

　　　６　代理受領の場合は、受注者住所、氏名の下に「代理受領者住所、氏名」を明記し、振込銀行名、預金の種目、口座番号を記入すること。

　　　７　受注者が建設共同企業体の場合、建設共同企業体協定書第11条の規定により設定された口座を記入すること。

８　受注者は、代表者又は代表者から委任を受けている者とする。